

令和8年9月30日現在
※支援内容等については、変更
・追加になることがあります。

令和8年9月 台風第25号

被災された方への支援情報



富 里 市

災 害 復 旧 支 援 制 度 等 一 覧 表 目 次

項 目	ページ	項 目	ページ
1 罹災証明		5 各種減免等	
・罹災証明書等の申請方法	1	・固定資産税、都市計画税の減免	7
2 生活面の支援		・個人市民税の減免	7
・片付けや復旧の手伝い	2	・国民健康保険税の減免	7
・災害ごみの搬入	2	・後期高齢者医療保険料の減免	7
・倒木の処理	2	・国民年金保険料の免除	8
・金融上の措置	2～3	・介護保険料の減免	8
3 経済面の支援		6 事業者の支援	
・災害援護資金貸付	4	・セーフティネット保証制度	9
4 住まいの支援		・特別相談窓口の設置	9
・住居の消毒	5	・災害復旧貸付等の実施	9
・賃貸型応急住宅の供与	5	・既存債務の返済条件緩和等の対応	10
・県営住宅の無償提供	6	・小規模企業共済災害時貸付の適用	10
・住居の応急修理	6	・経営に関する相談	10
・住宅の応急修理業者の紹介	6	・金融に関する相談	10
・住宅補修への融資	6	・その他企業の被災(電力・通信等)に関する相談	10
		・千葉県農業災害対策資金	11



令和8年9月 台風第25号関連災害復旧支援制度等一覧表

1 罹災証明

名 称	支援概要	罹災証明書				問合せ先	二次元 コード
		全壊	大規模 半 壊	半壊	一部 損壊		
罹災証明書等の申請 方法	台風の暴風雨により住家等に被害を受け、保険請求などが必要な人を対象に「罹災証明書」・「罹災届出証明書」を発行しています。 証明の対象は住家等です。 市が申請を受理した後、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づいて被害状況の現地調査を行い、その確認した事実に基づき被害程度を判定し発行する証明書です。 ※被害程度とは、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損（半壊に至らない程度）、流失、床上浸水、床下浸水の区分です。					課税課 0476-93-0444	



2 生活面の支援

名 称	支援概要	罹災証明書				問合せ先	二次元 コード
		全壊	大規模 半 壊	半壊	一部 損壊		
片付けや復旧の手伝 い	台風により、床上浸水等の被害にあった方に対し、家財道具の搬出や敷地内の片付けを支援するボランティアを派遣します。 ※台風被害に直接関係のない作業や危険を伴う作業、専門技術が必要な作業などはお受けできません。また、依頼内容によっては、ボランティアの対応が困難な場合があります。あらかじめご了承ください。					富里市社会福祉協議会 0476-92-2451	
災害ごみの搬入	台風の影響により、住家の浸水等により発生したごみ及び冠水等により敷地外から流れてきたごみ等の受入を行います。 被害を受けて発生した一般廃棄物の処理に限り、手数料は免除(証明書提示)となりますが、「被害を受けて発生したごみ」と「通常的生活ごみ」を混載して搬入しないでください。また、クリーンセンターへ直接搬入できずお困りの方は、ご相談ください。	○	○	○	○	富里市クリーンセンター 0476-93-4529	
倒木の処理	風倒木などの被害木の伐採は、木の見極めが難しく、通常の伐採以上に危険度が高いため、安易に行うと大きな事故につながりかねません。 所有地の被害木処理については、専門の事業者へ依頼するようお願いいたします。					千葉県森林組合 043-227-8233	
金融上の措置	主な措置内容は以下のとおりです。詳しくはお問合せください。 1. 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。 2. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。 3. 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。 4. 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についても同様に配慮すること。 5. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。					財務省関東財務局 千葉財務事務所 043-251-7214	



	保険金等を請求される方へのお知らせ ・本災害に関する保険金等の請求には、地方自治体が交付する罹災証明書は原則必要ありません。保険金等の請求にあたっては、ご加入の保険会社等にお問合せください。						
--	--	--	--	--	--	--	--



3 経済面の支援

名 称	支援概要	罹災証明書				問合せ先	二次元コード																																	
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊																																			
災害援護資金貸付	災害により世帯主が負傷したり住居や家財等に被害があった世帯の生活立て直しのための資金貸付を行います。 利率・・・据置期間経過後年 1.5 パーセント（連帯保証人を立てる場合は無利子） 据置期間・・・3 年（特別の場合 5 年） 償還期間・・・10 年（据置期間を含む） 償還方法・・・年賦半年賦又は月賦 申請期間 令和 8 年 12 月 28 日(月)まで 【適用条件】 <table><tr><th colspan="3">被害の種類と貸付限度額</th></tr><tr><th>被害の種類・程度</th><th>貸付限度額 （世帯主の負傷がない場合）</th><th>貸付限度額 （世帯主が負傷し、療養期間がおおむね 1 か月以上の場合）</th></tr><tr><td>家財及び住居に損害がない</td><td>貸付できません</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>家財のおおむね 3 分の 1 以上が損害を受けた</td><td>150 万円</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>住居が半壊した</td><td>170 万円(250 万円)</td><td>270 万円(350 万円)</td></tr><tr><td>住居が全壊した</td><td>250 万円(350 万円)</td><td>350 万円</td></tr><tr><td>住居の全体が滅失した・流失した</td><td>350 万円</td><td>350 万円</td></tr></table> （ ）の金額は、被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分の取壊しなど特別の事情があるときの限度額です。 ただし、下記の所得制限があります。 <table><tr><th>世帯の人数</th><th>1 人</th><th>2 人</th><th>3 人</th><th>4 人</th><th>5 人以上</th></tr><tr><td>総所得額※</td><td>220 万円</td><td>430 万円</td><td>620 万円</td><td>730 万円</td><td>730 万円に 1 人増すごとに 30 万円を加えた額</td></tr></table> ※総所得額とは、市民税における総所得額をいいます。この額を超えると貸付けられません。	被害の種類と貸付限度額			被害の種類・程度	貸付限度額 （世帯主の負傷がない場合）	貸付限度額 （世帯主が負傷し、療養期間がおおむね 1 か月以上の場合）	家財及び住居に損害がない	貸付できません	150 万円	家財のおおむね 3 分の 1 以上が損害を受けた	150 万円	250 万円	住居が半壊した	170 万円(250 万円)	270 万円(350 万円)	住居が全壊した	250 万円(350 万円)	350 万円	住居の全体が滅失した・流失した	350 万円	350 万円	世帯の人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	総所得額※	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	730 万円に 1 人増すごとに 30 万円を加えた額	○	○	○	△(世帯主が負傷し、療養期間がおおむね 1 月以上の場合)	社会福祉課 0476-93-4192	
被害の種類と貸付限度額																																								
被害の種類・程度	貸付限度額 （世帯主の負傷がない場合）	貸付限度額 （世帯主が負傷し、療養期間がおおむね 1 か月以上の場合）																																						
家財及び住居に損害がない	貸付できません	150 万円																																						
家財のおおむね 3 分の 1 以上が損害を受けた	150 万円	250 万円																																						
住居が半壊した	170 万円(250 万円)	270 万円(350 万円)																																						
住居が全壊した	250 万円(350 万円)	350 万円																																						
住居の全体が滅失した・流失した	350 万円	350 万円																																						
世帯の人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上																																			
総所得額※	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	730 万円に 1 人増すごとに 30 万円を加えた額																																			



4 住まいの支援

名 称	支援概要	罹災証明書				問合せ先	二次元 コード
		全壊	大規模 半 壊	半壊	一部 損壊		
住居の消毒	台風により床上浸水被害を受けた住居について、感染症等の発生による二次被害を未然に防止するため、希望される方を対象に消毒を実施します。消毒を希望される方は、電話でお申し込みください。※消毒作業の実施日については指定できません。 【適用条件】 富里市内で床上浸水被害を受けた住居のみ。 庭、駐車場、物置、倉庫、床下などは対象外です。	○	○	○		環境課 0476-93-4946	
賃貸型応急住宅の供与	千葉県では災害救助法に基づき、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅の供与を実施します。 月額家賃上限 1人(単身)の世帯・・・8万円以内 2人の世帯・・・10万円以内 3人～4人の世帯・・・13万円以内 5人以上の世帯・・・16.5万円以内 【適用条件】 ・被災時に住所を有していること ・住家の全壊により、居住する住家がないこと ・住家が半壊以上であり、水害により、流入した土砂や流木により、住宅として利用できず自らの住居に居住できない方 ・自らの資力では、住家を確保することができない方 ・災害救助法に基づく応急修理制度を利用する方の内、半壊以上であって、修理期間が1カ月を超えることが見込まれる方 ・災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方	○	△	△	-	千葉県県土整備部 住宅課住宅政策班 043-223-3255	



県営住宅の無償提供	台風の被災者の方について、県営住宅を提供しています。 期間・・・原則 6 か月（最長 1 年まで更新可） 使用料・・・家賃、敷金、駐車場使用料を免除（ただし、光熱水費、共益費は自己負担） 【適用条件】 台風により、住宅が損壊するなど大きな災害を受け、居住継続が困難となった世帯（原則として、所在市町村の発行する罹災証明により、被害の程度が半壊以上とされた方を対象とします）	○	○	○	-	千葉県県土整備部 住宅課住宅管理班 043-223-3222	
住居の応急修理	被災者が引き続き、元の住宅に住むことができるよう、日常生活に欠くことのできない部分の応急修理制度を実施します。 限度額 75.7 万円（大規模半壊、中規模半壊、半壊）36.7 万円（準半壊） 【適用条件】 1. 住宅が準半壊以上の被害を受け、自らの資力では応急修理することができない場合 2. 応急修理をすることで、避難所等への避難を要しなくなることが見込まれること 3. 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと	△	○	○	-	都市計画課 0476-93-5148	
住宅の応急修理業者の紹介	千葉県では、台風による被災者に対し（一社）全国木造建設事業協会千葉県協会の協力を得て、住宅の応急修理に関する相談専用ダイヤルを開設します。また、住宅の応急修理に対応できる事業者を紹介します。					千葉県県土整備部 住宅課住宅政策班 043-223-3255	
住宅補修への融資	新築建設、新築購入、中古購入、リフォームなど災害復興融資を実施しています。					(独)住宅融資支援機構 災害専用ダイヤル 0120-086-353	



5 各種減免等

名 称	支援概要	罹災証明書				問合せ先	二次元 コード
		全壊	大規模 半 壊	半壊	一部 損壊		
固定資産税・都市計画 税の減免	損害の程度により納期未到来の固定資産税・都市計画税の減免を 40%～100%の割合で受けられる場合があります。 【適用条件】 住宅の全壊など著しい被害を受けられた人や、農地・宅地が流失、水没、埋設、崩壊などにより作付不能・利用不能となる著しい被害を受けられた人	○	○	○	-	課税課 0476-93-0444	
個人市民税の減免	損害の程度により納期未到来の個人市民税の減免を受けられる場合があります。 【適用条件】 1. 災害により納税義務者が死亡または障害者となった場合 2. 災害により納税義務者等の所有する住宅又は家財に甚大な損害を受けた場合	○	○	○	-	課税課 0476-93-0443	
国民健康保険税の減免	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により損害状況に応じて 12.5%～100%の割合で減免を受けられる場合があります。 【適用条件】 1. 災害により納税義務者等の土地、家財等に甚大な損害を受けた場合 2. 災害により納税義務者等が死亡又は障害者となった場合 3. 災害により農作物等に著しい被害を受けた場合（納税義務者等の農業所得以外の所得が 400 万円を超える場合を除く）	○	○	○	-	国保年金課 0476-93-4083	
後期高齢者医療保険料 の減免	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により損害状況に応じて減免を受けられる場合があります。 【適用条件】 1. 災害により被保険者等の土地、家財等に甚大な損害を受けた場合 2. 災害により被保険者等が死亡又は障害者となった場合 3. 災害により農作物等に著しい被害を受けた場合（被保険者等の農業所得以外の所得が 400 万円を超える場合を除く）	○	○	○	-	国保年金課 0476-93-4085	



国民年金保険料の免除	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により一定期間、国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。 【適用条件】 国民年金第 1 号被保険者で、被保険者、世帯主、配偶者または被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有する住宅・家財・住宅以外の建物、宅地、田畑、家畜、事業用の機械等のうち、流出、全壊、半壊、全焼、半焼、一部焼失、土砂流入、浸水、冠水、土砂堆積等の被害を受け、最も大きい財産に係る損害が概ね 2 分の 1 以上の被害を受けた場合	市が発行する罹災証明の基準とは異なります。				国保年金課 0476-93-4085	
介護保険料の減免	災害により大きな被害を受けられた方には、申請により介護保険料の減免を受けられる場合があります。 【適用条件】 第 1 号被保険者または生計維持者が居住する家屋が半壊以上の損害を受けた場合	○	○	○	-	高齢者福祉課 0476-93-4980	



6 事業者の支援

名 称	支援概要	罹災証明書				問合せ先	二次元 コード
		全壊	大規模 半 壊	半壊	一部 損壊		
セーフティネット保証 制度	災害救助法が適用された千葉県 の 49 市町村及び東京都の 1 町において、今般の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額 100%を保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。 信用保証協会においてセーフティネット保証 4 号の事前相談を開始しています。 【適用条件】 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）	必要となる場合があります のでご確認ください。				中小企業庁金融課 03-3501-1511	
特別相談窓口の設置	千葉県及び東京都の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構関東本部並びに関東経済産業局に台風 25 号に関する特別相談窓口を設置しています。 【適用条件】 災害により被害のあった中小企業・小規模事業者	必要なし				中小企業庁 経営安定対策室 03-3501-1511	
災害復旧貸付等の実施	台風第 25 号の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、千葉県及び東京都の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施しています。 【適用条件】 災害により被害のあった中小企業・小規模事業者	必要となる場合があります のでご確認ください。				中小企業庁金融課 03-3501-1511	



既往債務の返済条件緩和等の対応	千葉県及び東京都の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請しています。 【適用条件】 災害により被害のあった中小企業・小規模事業者かつ千葉県及び東京都の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などを行う者	必要となる場合がありますのでご確認ください。	中小企業庁金融課 03-3501-1511	
小規模企業共済災害時貸付の適用	災害救助法が適用された千葉県の49市町村及び東京都の1町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用しています。 【適用条件】 50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法が適用された災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.又は2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会等から受けている者並びに、以下の要件のどちらかを満たしている者 1.被災区域内の事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること 2.当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること	必要となる場合がありますのでご確認ください。	中小企業庁 経営安定対策室 03-3501-1511	
経営に関する相談	千葉県内で災害により被害のあった中小企業・小規模事業者からの経営に関する相談窓口を設置しています。	必要なし	千葉県産業振興センター チャレンジ企業支援センター 043-299-2907	
金融に関する相談	千葉県内で災害により被害のあった中小企業・小規模事業者からの金融に関する相談窓口を設置しています。	必要なし	千葉県商工労働部 経営支援課金融支援室 043-223-2707	
その他企業の被災（電力・通信等）に関する相談	千葉県内で災害により被害のあった中小企業・小規模事業者からの電力・通信等に関する相談窓口を設置しています。	必要なし	千葉県商工労働部 経済政策課政策室 043-223-2703	



千葉県農業災害対策資金	災害により被害を受けた農業者の経営の維持、安定を図るため、融資の利子補給をします。 【適用条件】 対象となる災害は、千葉県においてその都度決定しており、決定され次第、県公式ホームページ等でお知らせします。		千葉県農林水産部 団体指導課経営支援室 043-223-3075	
--------------------	--	--	---	---

